

## 生駒市条例第32号

生駒市住民基本台帳カード利用条例をここに公布する。

平成22年12月27日

生駒市長 山下 真

### 生駒市住民基本台帳カード利用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の4第8項の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 法第30条の4第8項の条例に規定する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。

- (1) 多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民基本台帳カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。）により住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付するサービス
- (2) 窓口専用端末機（住民基本台帳カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。）により住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付の申請を受け付けるサービス

(利用手続等)

第3条 住民基本台帳カードを利用して前条各号に掲げるサービスの全部又は一部を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その者の住民基本台帳カー

ドに、当該申請に係るサービスを受けるために必要な情報等を記録するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、前条各号に掲げるサービスを受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 成年被後見人

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条及び附則第3項（生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）附則に1項を加える改正規定に限る。）の規定は、平成23年2月1日から施行する。

(生駒市印鑑条例の一部改正)

2 生駒市印鑑条例（平成2年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成22年12月生駒市条例第 号）第3条第2項の規定により住民基本台帳カードに必要な情報等の記録を行う場合において、当該住民基本台帳カードを所持する者から印鑑登録証の交付を要しない旨の申出があったときは、印鑑登録証の交付を行わないことができる。

第15条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、生駒市住民基本台帳カード利用条例第3条第2項の規定により住民基本台帳カードに必要な情報等の記録を受けた登録者

は、多機能端末機（同条例第2条第1号に規定する多機能端末機をいう。）又は窓口専用端末機（同条第2号に規定する窓口専用端末機をいう。）を利用して、前条第2項の印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第16条中「第15条」を「前条第1項」に改める。

（生駒市手数料条例の一部改正）

3 生駒市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（手数料の特例）

5 平成23年2月1日から同年9月30日までの間に限り、別表第1の18の2の項及び18の3の項に規定する手数料は、これらの項の規定にかかわらず、無料とする。

別表第1の16の項中「200円」の次に「（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民基本台帳カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。）又は窓口専用端末機（住民基本台帳カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。以下同じ。）による申請に基づく交付にあつては、1通につき150円）」を加え、同表の20の項中「200円」の次に「（多機能端末機又は窓口専用端末機による申請に基づく交付にあつては、1枚につき150円）」を加える。